

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第261号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

」

3311番3内
3311番4内
3311番5内
3311番19内
3311番20内
3311番23内
3311番24内
3311番25内
3311番26内
3311番29内
3311番30内
3311番31内
3311番32内
3311番33内
3311番34内
3311番35内

3311番3内
3311番4内
3311番19内
3311番20内
3311番23内
3311番24内
3311番25内
3311番26内
3311番29内
3311番30内
3311番31内
3311番32内
3311番33内
3311番34内
3311番35内
3311番36内

3311番36内
3311番37内
3311番38内
3311番39内
3311番40内
3311番41内
3311番44内
3311番45内

3311番37内
3311番38内
3311番39内
3311番40内
3311番41内
3311番44内
3311番45内

」を 」に改める。

別表第1中「第9条関係」を「第9条、第11条関係」に改める。

別表第1の1 キャンプ用具、ケビン使用料の表を次のように改める。

1 ケビン等使用料

種別		数量	金額	備考
入村料	大人	1人1日	220円	
	小人	〃	170円	
ケビン使用料		1棟1日	4,400円	寝具・食器類を除く。
テント持込料		1張1日	1,610円	1人用は810円
オートキャンプ	キャンピングカー	1台1日	2,680円	
	普通車	〃	1,610円	
	軽自動車	〃	1,070円	
電源		1基	540円	

別表第1の2 テニスコート等使用料の表中「300円」を「270円」に改める。

別表第1の4 入浴施設使用料の表中「310円」を「380円」に、「11枚つづりで3,100円」を「12枚つづりで3,800円、25枚つづりで7,600円」に、「11枚つづりで1,500円」を「12枚つづりで1,500円、25枚つづりで3,000円」に改める。

別表第1の5 遊具使用料の表を次のように改める。

5 遊具使用料

種別	数量	金額	備考
自転車	1時間1台	330円	1 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。 2 30分超過するごとに70円を加算する。

別表第1の6 音楽練習場兼合宿所使用料の表中

C	1棟	16,030円	3,000円	3,000円	4,500円
---	----	---------	--------	--------	--------

」を

「

C	1棟	16,030円	3,000円	3,000円	4,500円
D	1棟	22,650円	4,200円	4,200円	6,300円

」に、

「2,680円とする」を「2,680円とし、Dは3,780円とする」に、「暖房費」を「冷暖房費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、新たに供用開始する音楽練習場兼合宿所について使用料を設定すること等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。